

2019年08月吉日

お客様・販売代理店 各位

株式会社 協栄メディカルサービス

消費税率引き上げに伴う弊社の対応に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、お客様・販売代理店様におきましてはご高承のとおり、2019年10月01日より施行されます新消費税法に伴い、弊社におけるご請求に関しまして、下記の要領にて対応させていただくことをお知らせ致します。

何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用される消費税率

医療機器販売・消耗品販売など物品の販売

出荷日を基準とした伝票を発行しております為、新消費税法施行前の9月中にご注文頂きましても、出荷日が10月以降になる場合は、新消費税法に従い新消費税率10%が適用されます。

修理作業等のサービス提供

サービス役務の提供完了日（作業完了日）の時期の消費税率にて適用されます。ご請求日または支払日ではないことにご注意ください。

保守契約などのサービス契約

一括したサービス提供ではなく、一定期間における役務となります。よって、役務の全部が完了する期間内におきまして、新消費税法施行以降の役務期間は新消費税率10%が適用されます。

※消費税率の判定、計算に関しましては別紙『消費税率引き上げに伴う対応について』をご参照ください。

2. 軽減税率および経過措置に関して

弊社が取り扱う製品におきまして、軽減税率が適用される資産の譲渡等はありません。また、販売製品の特性上、経過措置が適用される製品は販売していません。よって、軽減税率および経過措置は適用されません。予めご理解お願い致します。

以上